

・大型農機具（トラクターやコンバインなど）などを12年中に購入したかたは、購入年月、購入価格などを証明できる書類
 ・雇人費、施設利用費、大型農機具の損害保険料、作業委託料、支払小作料、土地改良費、果樹共済金、拠出金などの支払いが分かる領収書や証明書

所得税の確定申告は

2月16日から3月15日まで

税務署から平成十二年分の所得税確定申告書が送られたかたは、税務署へ申告してください。税務署へ申告しますと、市県民税の申告は必要ありません。

還付を受けるための申告は

今月からできます

給与や年金などから所得税を引かれているかたで、次に該当されるかたは所得税が還付される場合があります。

- ・多額の医療費を支払ったかた
- ・住宅をローンで取得したかた
- ・年の途中で退職するなど、年末調整をしていないかた
- ・その他、各種控除を受けるかた

所得税の確定申告についての

お問い合わせは
 大館税務署 ☎42-1836

譲渡所得があるかたは

譲渡所得の申告相談は税務署で指定された日に行ってください。

申告相談の期日と会場

申告相談期間は、二月六日から三月十五日までです。地区ごとに行いますので、市県民税申告用紙が届いたかたは、対象地域の日程

| 対象地区 | 会場 | 期日 | 受付時間 |
|--------|--------|-------------------|--------|
| 矢立地区 | 矢立公民館 | 2月6日・7日 | 9時～15時 |
| 花岡地区 | 花岡公民館 | 2月8日・9日 | 〃 |
| 釈迦内地区 | 釈迦内公民館 | 2月10日・12日・13日・14日 | 〃 |
| 長木地区 | 長木公民館 | 2月15日・16日・17日 | 〃 |
| 下川沿地区 | 下川沿公民館 | 2月19日・20日 | 〃 |
| 真中地区 | 真中公民館 | 2月21日 | 〃 |
| 二井田地区 | 二井田公民館 | 2月22日・23日 | 〃 |
| 十二所地区 | 十二所公民館 | 2月24日・26日・27日 | 〃 |
| 上川沿地区 | 上川沿公民館 | 2月28日 | 〃 |
| 大館地区など | 中央公民館 | 3月1日～15日 | 9時～16時 |

をご確認のうえ、指定日にご来場ください。指定日に都合の悪いかたは、申告相談期間中で都合のつく日においでください。

◎矢立・花岡地区（2月6～9日）の受付町内は次のとおりとなります。なお、このあとの詳しい日程については、次号の広報でお知らせします。

を

| 期日 | 受付町内（行政区域町内別） | 会場 |
|----------------|--|-------|
| 2/6(火) | 白沢1区、白沢2区、白沢3区 松原、寺ノ沢、橋桁 | 矢立公民館 |
| 2/7(水) | 粕田1区、粕田2区、中羽立、岩本、清水川、陣場1区、陣場2区、長走、日景温泉 | |
| 2/8(木) | 本郷上、本郷下、繫沢、土目内、泉田、桜町全区、猫鼻、大森団地、鳥内、十三森 | 花岡公民館 |
| 2/9(金) | 神山、西前田、大森、二井山、姥沢、長森団地、白根山団地、花岡団地、神山社宅 | |
| 受付時間・9時から15時まで | | |

申告へ持参するもの

- ▽申告書と印鑑
- ▽給与所得や年金所得があるかたは源泉徴収票
- ▽営業所得や不動産所得があったかたは、申告書と一緒に送られた収支計算書（記入して持参ください）と帳簿などの関係書類

期間内に正しい申告を！

期限までに申告しなかったり、誤った申告をしたりすると、控除が一部できなくなるほか、所得証明書の発行もできなくなります。自分の所得を一番知っているのは、納税者の皆さん自身です。期限内に正しい申告をしましょう。

▽12年中に支払った生命保険料や損害保険料の控除証明書
 △その他、必要と思われる領収書や証明書など

路面凍結によるスリップ事故が多発!

- ・急ハンドル、急ブレーキをしない
- ・スピードは安全速度で
- ・カーブ手前ではスピードを落とす
- ・4輪駆動車の安全過信は禁物
- ・スタッドレスタイヤの摩耗点検

雪道での運転は慎重に